

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、大手ベアリング製造工場や世界シェアトップを誇る製菓会社のほか、中小企業地域資源活用促進法に基づき、ふるさと名物応援宣言をした「手袋、カバン・袋物、縫製品」などの製造業が盛んである。

また、県内唯一の動物園や世界で初めて海面養殖に成功したハマチ養殖業など様々な産業が存在している。

まず、令和2年国勢調査によると、各産業の従事比率は、第1次産業1,219人(8.8%)、第2次産業4,748人(34.4%)、第3次産業7,819人(56.7%)であり、中でも製造業が全体の27.9%を占めており、続いて医療・福祉(14.2%)、卸売業・小売業(13.5%)となっている。

次に、RESASを活用した産業構造マップでは、本市にある事業所は、卸売業・小売業が全体の22.4%を占め、続いて製造業(20.4%)、宿泊業、飲食サービス業(11.7%)となっている。

このような中、本市では、平成30年3月に産業振興と企業立地の促進を図るため、東かがわ市産業振興及び企業立地促進に関する条例を制定し、4月から産業団体や企業立地に関する補助金の交付を行っている。

また、本市では若者の定住促進及びUJIターンを図るため無料職業紹介を行い、市内事業者の雇用確保に向けた取組や平成27年12月には、産業競争力強化法第127条第1項に基づく創業支援計画の認定を受け、創業者支援を実施している。

一方で、本市の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

今後の本市の産業振興を図るうえで、本市の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

近年の景気の回復に伴い、本市においても中小企業の設備投資が増加傾向にあるが、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、産業を高度化し、雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化・発展を図る。

上記のことから、本市では、先端設備等導入計画の認定事業者20者以上(年間10者以上)を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

上記認定事業者については、労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)

の伸び率が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業や製造業のほかにも、農林水産業やサービス業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は、香川県の東端に位置し、南には阿讃山脈があり、北は瀬戸内海に面しており、市内全域に多種多様な事業者が立地している。

したがって、市内全域、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業や製造業のほかにも、農林水産業やサービス業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

したがって本計画においては、労働生産性の伸び率が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税その他本市に納付すべきものに滞納がある事業者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、租税負担の公平性に配慮する。